

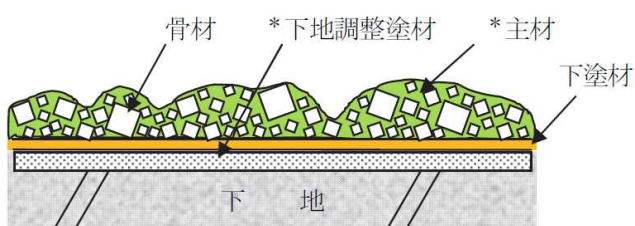
石綿含有仕上塗材（リシン等）・下地調整材の除去等作業は届出が必要です。

■ 石綿含有仕上塗材（リシン等）・下地調整材の解体・改修の取扱い

建築物等の内外装に使用されている石綿含有仕上塗材（セメントリシンや防水リシン、合成樹脂系リシン、吹付けタイル等）や下地調整材の除去等作業のうち、吹付け工法により施工された場合には大気汚染防止法に基づく吹付け石綿に該当し、特定粉じん排出等作業実施届出書（作業開始の中 14 日前まで）の提出が必要です（工法が不明な場合も吹付け工法として取扱うことが望ましい）。また、吹付け以外の工法（ローラー塗り等）で施工された場合には、兵庫県環境の保全と創造に関する条例に基づく特定石綿含有材料に該当し、特定工作物解体等工事実施届（作業開始の中 7 日前まで）の提出が必要です。

※ 解体・改修を問わず届出が必要です。※

< 厚付け仕上塗材（上塗材なし）：吹放し模様の例 >



※石綿含有の可能性のあるもの

（出典：国立研究開発法人 建築研究所）

■ 除去等の工法の例

石綿含有仕上塗材、下地調整材の除去等を行う場合には、大気汚染防止法や、兵庫県環境の保全と創造に関する条例に基づく作業基準を遵守し除去等を行うか、「同等以上の効果を有する措置」を講じる必要があります。「同等以上の効果を有する措置」として、厚生労働省の「石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」では、石綿障害予防規則第 6 条ただし書きにより粉じん飛散防止に関し隔離措置と同等の措置と判断しうる目安として、以下の工法が挙げられています。

- 集じん装置併用手工具ケレン工法
- 集じん装置付き高圧水洗工法（15MPa 以下、30～50MPa 程度）
- 集じん装置付き超高圧水洗工法（100MPa 以上）
- 超音波ケレン工法（HEPA フィルター付き掃除機併用）
- 剥離剤併用手工具ケレン工法
- 剥離剤併用高圧水洗工法（30～50MPa 程度）
- 剥離剤併用超高圧水洗工法（100MPa 以上）
- 剥離剤併用超音波ケレン工法
- 集じん装置つきディスクグラインダーケレン工法

アスベストに関する届出フロー

事前調査（施工業者）

発注者への調査結果の説明・掲示

解体・改修しようとする建築物（工作物）に・・・

① 石綿は使用されていない。

② 非飛散性アスベスト（石綿含有成形版等）（レベル3）が使用されている。

③ 石綿含有仕上塗材、下地調整材が使用されている。

④ 吹付け石綿、石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材（レベル1、2）が使用されている。

床面積が1,000㎡以上の建築物の解体ですか。

非飛散性アスベストが含まれる床面積80㎡以上の建築物の解体ですか。

吹付け工法で施工されていますか。

はい

いいえ

いいえ

はい

いいえ

はい

一部例外
（石綿に直接接触することがないなど、石綿粉じんが飛散する恐れがない場合）

届出不要

条例に基づく届出が必要
（特定工作物解体等実施届）
（施工者が届出）

条例の届出も必要な場合

法に基づく届出が必要
（特定粉じん排出等作業実施届出書）
（発注者が届出）